

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※事業者点数	営業所点数
一般貨物	令和5年11月15日	タカシマ輸送株式会社(法人番号5230002008476)代表者鍋谷芳憲	富山県下新川郡入善町古黒部2487番地	本社営業所	富山県下新川郡入善町古黒部2487番地	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和4年10月13日、監査実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項～第2項)(4)点呼の記録記載不備(安全規則第7条第5項)(5)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)(6)運転者台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)(7)運転者に対する指導監督記録義務違反(安全規則第10条第1項)(8)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)(9)運行管理者に対する指導監督違反(安全規則第22条)	3	3
一般貨物	令和5年11月17日	株式会社一城輸送(法人番号1100001011786)代表者小林義達	長野県上田市下塩尻797番地1	本社営業所	長野県上田市下塩尻797番地1	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和5年7月4日、監査実施。2件の違反が認められた。(1)無車検運行(貨物自動車運送事業法施行規則第3条の2、道路運送車両法第58条第1項)(2)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	7	7

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。